

要望項目	地域経済活性化に向けた取組に対する支援・連携について（継続）		
要望先	国		
	県	経済産業部（経済産業政策課、企業立地・創出課、産業イノベーション推進課） 総合政策部（DX推進課）	
	その他		
関係法令	産業競争力強化法	事業主体	青森市

要望事項の内容	
<p>本市では、人口減少・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出などを踏まえ、最優先に取り組むべき喫緊の課題として、地域経済の活性化を掲げております。</p> <p>これまで、産学金官連携のもと、経営の総合相談窓口「AOMORI STARTUP CENTER」において、若者等の起業・創業や第二創業をはじめとする新たな事業展開など、専任のコーディネーターによるワンストップできめ細かな支援を行ってきております。また、市内の大学生チーム等がビジネスアイデアを競う「学生ビジネスアイデアコンテスト」や起業家のコミュニティ形成に向けた「あおスタ起業塾」の開催、事業のPRや起業家同士の交流・マッチングの場を提供する「あおスタピッチ交流会」の開催など、起業家精神の醸成から起業後のフォローまで、一貫した取組を進めてきております。</p> <p>こうした取組の成果もあり、創業件数は、令和4年度101件、令和5年度82件と、近年高い水準で推移しており、今後一層の運営体制の強化が求められております。</p> <p>また、地域を牽引する企業の育成に向けた取組として、新事業を検討している中小企業や成長意欲の高い個人事業主等に対し、豊富な経験を有する有識者等による、短期間で集中的に企業価値を高めるための伴走型支援「アクセラレーションプログラム」を実施し、スタートアップ・エコシステムの構築に取り組んでいるほか、国によりデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく取組が進められていることや県内中小企業者のDXの取組状況などを踏まえ、令和6年度から、DXにより経営課題の解決を図るロールモデルを創出し、市内に普及させることを目的とした地域企業DX推進事業に取り組んでおります。</p> <p>加えて、令和5年8月から、市民所得の向上や雇用の促進など地域経済の活性化を図ることを目的に「青森市しごと創造会議」を開催し、産学金官の共創による今後の新しい産業振興の具体的な戦略の検討を進めております。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産学金官の共創による新しい産業振興策との連携 2. 「AOMORI STARTUP CENTER」に開設した「経営の総合相談窓口」との連携 3. アクセラレーションプログラムなど、スタートアップを支援する取組との連携 4. 地域企業のDX推進に向けた取組との連携 	

現在までの主な経緯・参考事項	
<p>平成28年3月30日～「あおもり地域ビジネス交流センター（あおビジ）」設置</p> <p>平成29年4月～新ビジネス挑戦支援助成制度の創設（令和2年度終了）など地域ベンチャー支援に重点化</p> <p>平成30年7月「あおもり地域ビジネス交流センター（あおビジ）」を「AOMORI STARTUP CENTER」に移転</p> <p>平成30年度～学生によるビジネスアイデアコンテスト「Aomori Business Challenge GATE」開催</p> <p>令和元年度～あおスタピッチ交流会開催、リノベーションスクール開催（令和3年度終了）</p> <p>令和3年度～「AOMORI STARTUP CENTER」に新たな経営の総合相談窓口開設 アクセラレーションプログラム実施、都市部の副業・兼業人材とのマッチング支援実施（令和5年度終了）</p> <p>令和4年度 新事業チャレンジ支援補助金事業実施</p> <p>令和4年度～あおスタ起業塾開催</p> <p>令和5年8月～青森市しごと創造会議開催</p> <p>令和6年4月～地域企業DX推進事業実施</p>	
担当部署名	青森市 経済部しごと創造課

要望項目	雇用対策の充実について（継続）		
要望先	国	厚生労働省（人材開発統括官）	
	県	こども家庭部（若者定着還流促進課） 経済産業部（産業イノベーション推進課）	
	その他		
関係法令		事業主体	国、青森県

要望事項の内容	
<p>人口減少・少子高齢社会の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出といった課題のほか、本県の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、緩やかな低下が見られ、物価上昇等が雇用に与える影響に留意を要する状況にある中、若者の地元定着や女性・障がい者等の多様な人材の活用、柔軟な働き方に加え、ICT（情報通信技術）の進化等の環境変化に柔軟に対応できる技術力を持つ人材の育成が求められているところです。</p> <p>このことから、本市では、リモートワーク等の普及に伴い、地方移住への関心が高まっていることを踏まえ、企業やリモートワーク人材、新規就農者の誘致などに取り組んでいるところであり、また、国の地方版ハローワーク制度を活用した「青森圏域Uターン就活サポートデスク」による地元企業の情報発信やマッチング支援、若者の地元就職・定着の促進、障がい者雇用の促進などの雇用対策を更に充実するよう取り組んでいくこととしているほか、小学生に対し地元企業での職場体験を行う「ジョブキッズあおもり」に参画するなど、未来を担う人材の育成を図っていくこととしております。</p> <p>また、本市の第三セクターが運営する「あおもりコンピュータ・カレッジ（情報処理技能者養成施設）」では、国の支援を受け、多くの優秀なIT人材を育成・輩出しており、地元企業等からも高い評価を得ているところです。</p> <p>同カレッジにおいては、「ICTビジネスエキスパート科」及び「ICTシステムクリエイト科」の専門学科において、ICTエキスパートを育成することに加え、ICTを利活用した地域活性化につながる産業として注目されているeスポーツのクリエイターを育成する専門科目を増設したほか、本市が推進する、Society5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据えた「GIGAスクール構想」の実現に向け、市内の小・中学校におけるプログラミング教育を支援するなど、これからのICT社会に必要な人材の育成に取り組んでいくこととしております。</p> <p>人口減少・地域経済縮小を克服するためには、雇用対策の充実を通じて、経済の基盤となる地域産業の活力を高め、経済の好循環を生み出していくことが必要となります。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p>	
<p>1. 市が実施する雇用対策に対する支援の充実</p> <p>2. ICT社会に必要な人材育成に取り組む「あおもりコンピュータ・カレッジ」に対する国の支援の継続</p>	

現在までの主な経緯・参考事項							
卒業年月	青森公共職業安定所管内の新規高卒者の就職者			年度	有効求人倍率		
	合計	うち地元（青森管内）への就職者			青森管内（※）	青森県	国
		就職者数	構成比				
R3.3	456	195	42.8	R2年度	0.90	0.95	1.10
R4.3	391	182	46.5	R3年度	0.99	1.09	1.06
R5.3	404	168	41.6	R4年度	1.17	1.18	1.31
R6.3	414	190	45.9	R5年度	1.21	1.17	1.29

※青森管内：青森公共職業安定所管内
（青森市（浪岡地区除く）、東津軽郡）

※各年6月末現在（R6年は4月末現在）

担当部署名	青森市 経済部経済政策課
-------	--------------

要望項目	青森港（油川埠頭）への基地港湾の整備及び洋上風力発電関連産業の集積について （継続【一部新規】）		
要望先	国	国土交通省（港湾局（計画課、産業港湾課））、経済産業省（経済産業政策局、資源エネルギー庁）	
	県	県土整備部（港湾空港課）、経済産業部（地域企業支援課、企業立地・創出課）	
	その他		
関係法令	港湾法	事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>青森港は、昭和 26 年に重要港湾に指定され、本州・北海道間を結ぶ交通及び物資流通の重要な拠点港として整備が進められてきたところであり、現在、東北地方から北海道にかけての日本海側で、様々な洋上風力発電の事業が計画されてきている中、そうした海域に近く、なおかつ陸奥湾という静穏度が高く運用上安全性に優れた海域にある物流港という特性を踏まえれば、洋上風力発電の関連産業の立地による地域振興は重要なファクターであると認識しているところであります。</p> <p>青森港は、本年 4 月 26 日に県内初、全国で 6 例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾いわゆる基地港湾として国土交通大臣より指定され、今年度からは国直轄事業の青森港油川地区国際物流ターミナル（-12m）整備事業として新規採択され、令和 9 年度までの 4 年間で基地港湾としての利用を想定した地耐力強化を含む水深 12m の岸壁整備等が行われることとなりました。</p> <p>青森港を基地港湾として整備することにより、油川埠頭の周辺には、風車メーカーや部品等のサプライヤー、保守管理などの関連事業所の立地や発電施設の組立、設置に関する工場の新設など関連産業の集積や地元企業の事業への参入が想定され、多くのビジネスチャンスをもたらすものと期待されております。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 基地港湾の着実な整備に向けた取組 2. 基地港湾周辺における洋上風力発電関連産業の集積や地元企業の参入に向けた連携</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
<p>【基地港湾の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年 9 月に国が基地港湾指定の意向があった港湾として油川埠頭を公表された。 令和 6 年 1 月に公募が開始された青森県沖日本海（南側）の公募指針の中に、促進区域と一体的に利用できる港湾として青森港が示された。 令和 6 年 4 月に新規事業として採択され、国土交通大臣より基地港湾に指定された。 	
担当部署名	青森市 都市整備部公園河川課 青森市 経済部しごと創造課

要望項目	青森空港の利用促進について（継続）		
要望先	国	総務省（行政管理局（企画調整課））、国土交通省（航空局航空ネットワーク部（航空事業課））	
	県	観光交流推進部（誘客交流課）	
	その他	航空会社	
関係法令	空港法	事業主体	交通事業者、旅行者、航空会社、青森県ほか

要 望 事 項 の 内 容
<p>青森空港は、地方管理空港としてはトップクラスの機能を備えた空港であり、本県及び本市の産業、経済、文化、観光の振興において、国内外を繋ぐ拠点として重要な役割を担っております。</p> <p>国内線については、日本航空(株) (JAL)、全日本空輸(株) (ANA)、(株)フジドリームエアラインズ (FDA) の各路線が運航し、青森空港の利便性が図られてきました。今後、既存路線のうち暫定路線の定期路線化へ向けた利用促進、東京線の輸送体制の充実強化など、更なる国内線の充実が求められております。</p> <p>名古屋（小牧）線については、1日3便となっておりますが、その効果の最大化と、便数の増加に向けて、更なる利用促進に取り組む必要があります。また、令和2年3月に新たに就航した神戸線は、西日本との交流を支える重要な路線となるよう、路線の周知をはじめ、利用促進に向けた様々な活動に取り組む必要があります。</p> <p>さらに、ダブルトラック化から10年が経過した青森・札幌（新千歳）線、青森・大阪（伊丹）線については、機材の一部大型化や冬期間の利用者確保対策を行う航空会社の動きと連動し、県と市が一体となって航空路線利用促進のためのプロモーションやインセンティブ活動を進めていく必要があります。</p> <p>こうした取組の中、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した各航空路線の需要は、回復基調にあり、国内旅行はもとより、国際線利用における交通結節点としての機能がこれまで以上に高まるものと予想されます。</p> <p>つきましては、空港の利用促進及び航空路線の充実等に係る次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 名古屋（小牧）線、神戸線の利用促進 2. 東京線ダブルトラック化をはじめとする国内路線の充実 3. 札幌線、大阪線の利用者拡大のための宣伝強化</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項			
昭和62年 7月	滑走路2,000mで暫定供用開始、計器着陸装置（CAT-I）供用開始	平成22年10月	JALが名古屋線運休
平成 7年 4月	青森～ソウル線の開設、青森～ハバロフスク線の開設（冬期間運休）	平成22年12月	東北新幹線全線開業
平成14年 7月	JASが東京線の夜間駐機を実施 空港運用時間の延長（14時間）	平成23年 7月	FDAが名古屋線開設
平成15年 4月	ANAが青森空港から全般的に撤退	平成26年 7月	ANAが札幌線、大阪線開設（ダブルトラック化）
平成17年 4月	滑走路3,000m供用開始	平成28年 3月	北海道新幹線新青森～新函館北斗間開業
平成17年11月	主要地方道青森浪岡線高田工区開通	平成29年 5月	青森～中国天津線の開設
平成18年11月	青森空港立体駐車場の完成	平成31年 3月	青森～中国天津線の運休
平成19年 3月	計器着陸装置の高カテゴリー化（CAT-IIIa）供用開始	令和元年 7月	青森～台湾台北（桃園）線の開設
平成19年10月	JALが福岡線運休	令和元年 7月	青森空港旅客ターミナル一部リニューアル
平成21年10月	JALが関西線運休	令和2年 3月	FDAが神戸線開設
		令和6年 1月	青森～韓国ソウル線の運航再開
		担当部署名	青森市 経済部交流推進課

要望項目	外国人観光客の受入環境整備の充実について（継続）		
要望先	国	国土交通省（観光庁、航空局航空ネットワーク部、港湾局）、法務省（出入国在留管理庁）、財務省（関税局）、厚生労働省（医薬食品局食品安全部）、農林水産省（農産局）	
	県	観光交流推進部（誘客交流課）、県土整備部（港湾空港課）	
	その他	日本政府観光局（JTO）、航空会社	
関係法令		事業主体	国、青森県、青森市、交通事業者、旅行業者、航空会社ほか

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市は、陸・海・空の駅を有する交通の要衝としての都市機能を有していることから、鉄道、フェリー、航空などの交通網を組み合わせた旅行形態である立体観光を推進し、広域観光圏の形成を目指しております。</p> <p>観光客の誘客については、新型コロナウイルス感染症の影響で激減していた外国人観光客の回復が顕著となっており、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が令和3年7月に世界遺産登録されたこともあり、本市へのインバウンド需要のさらなる拡大が期待されております。</p> <p>本市では、北海道新幹線開業を契機に航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品の造成が進んでいることや青森空港への国際定期便の就航やチャーター便の運航が増加してきたことに伴い、青森空港においては、更なる利便性やサービス向上を図るため、令和元年に旅客ターミナルビルの一部がリニューアルされております。</p> <p>また、青森港においては、クルーズ船の寄港数増加と新中央埠頭の利便性向上を図るため整備された、青森港国際クルーズターミナルが令和元年に供用開始されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年以降寄港数は激減したものの、令和5年3月に外国船クルーズも再開となり、今年の寄港数は、過去最多の37回を予定しております。</p> <p>今後、インバウンド需要の本格回復を見据え、陸・海・空の交通結節点としての機能を十分に発揮するためにも、外国人観光客の誘客推進と受入態勢の充実が求められております。</p> <p>具体的には、本市と国内外の都市をつなぐ交通網の充実と利用促進、海外クルーズ船の誘致活動、インバウンド推進に向けた体験型コンテンツ開発や受入態勢・環境の充実が必要となっております。</p> <p>つきましては、青森圏外から訪れる外国人観光客が、青森市内での快適な周遊・滞在を楽しめる受入環境整備を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国人観光客の満足度を高める受入環境整備を推進するための国や県の支援の充実 ソウル線・台北線・上海線をはじめとする国際路線の充実 航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品造成の促進 海外ポートセールスの強化

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
<p>【本市に宿泊した外国人観光客の推移】 ※（ ）は年（1月～12月）、主要32宿泊施設の合計 86,833人（H30）、102,816人（R1）、25,459人（R2）、1,947人（R3）、11,913人（R4）、102,569人（R5）</p> <p>【外国人観光客の受入環境整備の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○H27 ・多言語観光アプリ「青森市観光ナビ」の開設・運用開始 ○H28 ・外国人観光客受入環境の整備に関する調査研究の実施（一般財団法人地方自治研究機構との共同事業） ・青森市フリーWi-Fiの整備（公共観光施設等9施設）、コミュニケーションシートの作成（多言語） ○観光関連事業者の無料公衆無線LAN利用環境や電子決済端末の導入に係る整備等に対する助成制度の運用 <p>【青森空港における国際定期便の就航】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○H 7.4月 青森～韓国・ソウル線の開設 ○R 1.7月 青森～台湾・台北線（定期便）の開設 <p>【青森港へのクルーズ船寄港回数】 ※（ ）は年（1月～12月）、寄港回数／うち外国船籍 11回/3回（H24）、19回/8回（H25）、20回/12回（H26）、21回/12回（H27）、21回/13回（H28）、22回/15回（H29）、26回/16回（H30）、27回/21回（R1） 0回/0回（R2）、1回/0回（R3）、4回/0回（R4）、35回/29回（R5）、37回/33回（R6 予定）</p>	
担当部署名	青森市 経済部交流推進課

要望項目	第80回国民スポーツ大会における開催経費の負担等について（継続）		
要望先	国		
	県	国スポ・障スポ局（総務企画課、競技式典課、施設調整課）、教育庁（スポーツ健康課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森県、青森市

要望事項の内容	
<p>令和8年に本県で開催する第80回国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、開催においては、スポーツ振興や経済波及効果など、様々な効果が期待されております。</p> <p>本市においては、大会を円滑に運営するため、市や関係団体などで構成する官民一体の組織「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会」を設置し、県国スポ・障スポ局各課との連携及び各競技団体との調整を図りながら、開催準備を進めております。</p> <p>大会の開催に当たっては、これまでに施設整備費及び大会運営費に関する支援が示されておりますが、本市においては、開・閉会式の開催をはじめ、県内最多となる正式競技14競技を開催する予定となっており、本市と同規模の先催市の状況から、大会開催までの複数年にわたり、多額の開催経費の負担が見込まれております。</p> <p>そのほか、大会の成功に向け、各競技会等の準備・運営を効率的・効果的に進めていくためには、県内各競技団体の組織力向上や指導者の養成・活用、競技環境の整備・充実など、競技力向上に向けた取組の強化が重要であると考えております。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 第80回国民スポーツ大会における各競技会等の開催経費についての支援の充実</p> <p>2. 第80回国民スポーツ大会を見据えた競技力向上に向けた取組の強化</p>	

現在までの主な経緯・参考事項	
○平成28年	8月 第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会
○平成29年	6月 青森県競技力向上対策本部設立総会・第1回本部委員会
○平成30年	6月 本市開催競技として計14競技が選定（本市開催競技：陸上競技、水泳、テニス、バレーボール、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、ライフル射撃、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、ゴルフ、トライアスロン）
○令和2年	4月 経済部地域スポーツ課国民スポーツ大会準備室設置
○令和2年	10月 令和8年開催の第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として青森県が内定
○令和4年	3月 第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会
○令和4年	6月 第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第1回総務企画専門委員会
○令和4年	11月 第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回総務企画専門委員会、第1回競技式典専門委員会、第1回宿泊衛生専門委員会、第1回輸送交通専門委員会
○令和5年	4月 経済部地域スポーツ課国民スポーツ大会準備室を国スポ・障スポ大会推進課へ格上げ
	8月 第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回常任委員会
	9月 第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回総会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会第1回総会
○令和6年	5月 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会第1回常任委員会 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会第2回総会
担当部署名 青森市 経済部国スポ・障スポ大会推進課	

要望項目	青森港の機能充実について（継続）		
要望先	国	国土交通省（港湾局（計画課、産業港湾課、技術企画課））	
	県	県土整備部（港湾空港課）	
	その他		
関係法令	港湾法、海岸法	事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>青森港は、本州・北海道間を結ぶ交通及び物資流通の重要な拠点港としての役割を有するとともに、賑わい空間としての整備が進められてきたところであり、外航船を含むクルーズ船は年間 30 隻以上の寄港実績を有し、クルーズ船寄港の重要な拠点港としての役割を果たしております。</p> <p>このため、青森港の港湾施設の充実とそれを活用した誘客等によるまちの活性化が重要であるとの認識のもと、平成 27 年 2 月に「青森港ビジョン」が策定されております。</p> <p>また、平成 29 年 7 月には、「青森港クルーズ船寄港促進アクションプラン」を策定し、青森港に寄港するクルーズ船 100 隻、クルーズ旅客数 10 万人を目指して、関係団体と連携し、受入態勢の充実・強化、戦略的なポートセールス、青森港の施設・設備の充実に向けた取組を一体的に進めてまいりましたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年以降クルーズ船の寄港数は激減しました。しかしながら、令和 5 年からクルーズ船の運航が再開となり、今年の寄港数は、過去最多の 37 回を予定しております。</p> <p>今後、さらなる青森港の発展及び旅行需要への対応をしていくためにも、これまで以上に関係団体と連携した取組を実施していく必要があります。</p> <p>さらに、耐震強化岸壁として整備された新中央埠頭においては、大規模地震が発生した際に青森港における基幹物流であるフェリー航路の維持と、被災住民への緊急物資等の輸送拠点の役割のほか、更なる大型クルーズ船の寄港が可能となるような岸壁の再延伸等の整備が求められております。</p> <p>また、令和 5 年 7 月には、県において「青森港長期構想検討委員会」が発足され、概ね 20～30 年先の長期的視野に立った総合的な港湾空間の形成とそのあり方をビジョンとして取りまとめるため検討しているところです。この長期構想策定にあたりましては、本市のまちづくりと連携されることに大いに期待しております。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進 2. 青森港クルーズ船寄港促進アクションプランの着実な推進 3. 港湾施設の老朽化対策の推進 4. 高潮等による水害から港湾の機能を防護しつつ交流面、環境面を考慮した海岸保全施設の整備（Aomori-baysideArc 構想の推進） 5. 臨港道路 3 号線未着手部分の整備促進 6. 青森港のコンテナ化の早期実現

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
<p>【クルーズ振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 4 月に青森港国際クルーズターミナルが供用開始している。 ・令和 2 年以降クルーズ船の寄港実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け激減した。（R2：0 回 R3：1 回 R4：4 回） ・令和 6 年クルーズ船の寄港は、過去最多の 37 回を予定している。 <p>【港湾施設の老朽化対策の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度から平成 24 年度に国、県それぞれが維持管理計画の策定を終えている。 ・堤埠頭岸壁では、国直轄事業により、腐食対策等の改良工事が実施されている。 <p>【海岸保全施設の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 11, 19, 26, 27 年に台風等による波浪や高潮により浸水被害が発生している。 <p>【臨港道路 3 号線の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年度に柳町通りから平和公園通りまでの区間を全面供用している。 ・平和公園通りから漁港臨港道路までの区間が未着手区間となっている。 	
担当部署名	青森市 都市整備部公園河川課 青森市 経済部交流推進課

要望項目	東京電力福島第1原子力発電所処理水の海洋放出に伴う水産物の風評被害対策について(継続)		
要望先	国	農林水産省、経済産業省	
	県	農林水産部(水産局水産振興課)、観光交流推進部(県産品販売・輸出促進課)	
	その他		
関係法令		事業主体	青森市

要望事項の内容	
<p>本市の漁業は、陸奥湾におけるホタテガイ養殖やナマコ漁を中心に、令和5年には年間5,931トンを生産し、生産額は1,586百万円にのびます。また、ホタテガイやナマコは国内消費のほか、国外へも多く輸出されているところです。</p> <p>昨年8月24日に東京電力福島第1原子力発電所処理水の海洋放出が開始されたことを受け、中華人民共和国では日本産水産物の輸入を全面的に停止し、本市産の輸出用ホタテガイが受け入れられずにシブバックとなり、関連事業者において多くの在庫を抱える事態となるなど、影響が大きく及んだところです。</p> <p>国においては、昨年、風評被害対策や漁業継続支援等として総額1,007億円を予算措置し、「消費拡大・生産持続」「風評影響対応」「輸出先転換」「加工体制強化」「迅速かつ丁寧な賠償」の5本を柱とする対策を講じました。また、県においては、中華人民共和国による水産物の輸入停止措置の影響が県産ホタテガイにも及んだことを踏まえ、国内外の消費拡大や販路開拓のための対策を盛り込んだ「ホタテガイ流通緊急支援パッケージ」を公表し、小売業への取扱い要請及び学校給食へのホタテガイ加工品の供給、そして海外へは、現地レストランチェーン店でのフェア開催など、ホタテガイの消費拡大に取り組まれたところです。</p> <p>しかしながら、現在においても、中華人民共和国による輸出規制は続いているところであり、ホタテガイを中心とした水産物の風評被害対策が今後も引き続き実施されるよう、次の事項について特段のご配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産物の国内需要の拡大 2. 水産物の国外での販路の拡大 3. 水産物の加工・保管のための環境整備 	

現在までの主な経緯・参考事項	
令和5年8月21日	内閣総理大臣が全国漁業協同組合連合会会長と面会し、東京電力福島第1原子力発電所処理水放出の風評被害や漁業者支援などの対策実施に全責任を持つとして理解を要請。
〃 8月23日	青森県漁業協同組合連合会の二木会長が、岸田首相に向け、風評・漁業者支援対策の確実な履行を強く求める旨の声明を発表。
〃 8月24日	東京電力福島第1原子力発電所処理水の海洋放出開始。 中国が日本産水産物の全面禁輸を発表。
〃 8月28日	県市長会(会長・西秀記青森市長)が国に緊急対策を求める特別決議案を10月開催の東北市長会に対し提出することを決定。
〃 9月4日	青森市長とホタテ加工事業者との意見交換
〃 9月5日	政府が水産関係者を支援する経費として、2023年度予備費から計207億円を支出することを閣議決定。(既存の基金800億円と合わせ、計1,007億円の対策)
〃 9月8日	宮下県知事が、陸奥湾産ホタテガイの販路拡大や生産体制強化に向けた総合戦略チームを月内に設置すると発表。
〃 9月8日	日本貿易振興会(ジェトロ)が、水産物の輸出を支援する緊急対策本部の立上げを発表。
〃 9月13日	宮下県知事が、県産ホタテガイの消費拡大や輸出先の開拓に係る対策を盛り込んだ「ホタテガイ流通緊急支援パッケージ」を発表。
〃 9月19日	青森市長と漁業者(青森市漁協、後潟漁協)との意見交換
〃 9月25日	関係団体連携によるホタテガイ消費拡大のためのイベント開催
〃 11月14日	東北市長会一行が農水大臣へ県産ホタテガイの消費拡大・販路開拓などの支援を要請。
令和6年5月17日	中国、日本国内の水産物輸出業者の加工や保管等の施設登録を無効に。
担当部署名	青森市 農林水産部水産振興センター

要望項目	ホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実について（継続）		
要望先	国		
	県	農林水産部（水産局水産振興課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森市

要望事項の内容	
<p>本市の漁業は、かつては回遊魚等を対象とした小型定置網や巻き網、小型機船底曳網などの漁業が主でしたが、昭和45年頃からはホタテガイ養殖技術の確立によって「とる漁業」から「育てる漁業」へと転換し、現在においては、ホタテガイ生産額が本市漁業生産額の約9割（1,327百万円）を占める主力水産物となっています。</p> <p>また、県全体としても、漁業生産額全体に占めるホタテガイの生産額は約4割（13,403百万円）と最も多くを占め、本県にとって最も重要な水産物となっています。</p> <p>このような中であって、昨年には、夏以降の陸奥湾での高水温の影響により、令和5年度における秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査の結果、全湾における稚貝の保有枚数が過去10年平均（15.4億枚）の57パーセント（8.7億枚）となったところであり、今後のホタテガイ生産への影響が懸念されています。</p> <p>一方で、親貝は高水温に弱く、育てるまでのリスクもあるため、近年は、漁業者が半成貝での出荷を選ぶ傾向が強くなっており、今後、陸奥湾全体の親貝数がさらに減少し、安定的なホタテガイ養殖の取組が難しくなっていくことが危惧されます。</p> <p>県におきましては、ホタテガイの安定生産のため、各種試験や養殖管理に必要な情報提供等に取り組まれているのに加え、昨年11月には、「陸奥湾養殖ホタテガイ高水温被害対策パッケージ」により、ホタテガイ親貝確保緊急対策、ラーバ確保対策、漁業災害経営資金利子補給支援等により支援頂いたところではありますが、令和4年の採苗不良の影響も含め、親貝不足の状況は完全に解消されていないことから、恒常的なホタテガイ親貝確保に向けた取組等、陸奥湾におけるホタテガイ養殖環境の充実について、特段のご配慮をお願いします。</p>	
<p>1. ホタテガイ親貝確保に向けた取組等のホタテガイ養殖環境の充実について</p>	

現在までの主な経緯・参考事項	
昭和45年頃	ホタテガイ養殖技術の確立による「とる漁業」から「育てる漁業」への本市漁業の転換
平成28年	本市ホタテガイ生産額が初の30億円越え
令和4年	採苗不振による稚貝確保数の激減 全湾稚貝保有枚数 過去10年平均（15.7億枚）の65パーセント（10.2億枚） 本市稚貝保有枚数 前年（3.9億枚）の約20パーセント（7,912万枚）
令和5年	陸奥湾の高水温による稚貝確保数の激減 全湾稚貝保有枚数 過去10年平均（15.4億枚）の57パーセント（8.7億枚） ※令和5年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果による
令和6年	陸奥湾ホタテガイ高水温被害に関する農林水産大臣への緊急要望の実施(R6.1.25) ※参加者－青森県知事・青森県議会議長・青森市長・外ヶ浜町長・野辺地町長 青森県漁業協同組合連合会会長・同専務理事
	(R5) 青森県漁業生産額（37,815百万円）※うちホタテガイ生産額（13,403百万円）
	(R5) 青森市漁業生産額（1,586百万円）※うちホタテガイ生産額（1,327百万円）
担当部署名	青森市 農林水産部水産振興センター

要望項目	子育て支援について（継続）		
要望先	国	こども家庭庁、文部科学省	
	県	こども家庭部（こどもみらい課）、教育庁（スポーツ健康課）	
	その他		
関係法令	子ども・子育て支援法	事業主体	国、青森県、青森市

要望事項の内容	
<p>国においては、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」を取りまとめ、医療費等の負担軽減、幼児教育・保育の質の向上等について必要な措置を講ずることとしております。また、学校給食費の無償化については、実態調査を行い、その上で、具体的方策を検討することとしております。</p> <p>本市においては、「子育て先進都市 青森市」の実現に向け、「青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」も活用しながら様々な子育て支援策に取り組むこととしており、子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、平成27年8月から、0歳から中学校3年生までの子どもを対象として、通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額を対象に助成を実施してきたところであり、令和6年10月からは、子ども医療費助成の対象を高校生等までに拡大するとともに、所得制限を撤廃することとしたところがあります。</p> <p>また、国では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用者負担（保育料）を無償化する中で、市では、国が示す8階層を24階層に細分化し、きめ細かな料金体系としているほか、兄弟姉妹が同時入所している場合や第3子以降の子どもに係る保育料の軽減など、本市独自の軽減策を実施してきました。このことに加え、令和6年10月からは、2歳児クラスの保育料の無償化を実施することとしたところです。</p> <p>さらに、令和4年10月から実施した市立小中学校における学校給食費の全額公費負担について、令和6年度も引き続き実施することとしたところがあります。</p> <p>しかしながら、子育て支援策を各地方自治体で実施していることにより、住む地域による実施の有無や助成の対象となる年齢や所得制限の有無、また各自治体の財政力等に応じて、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じている現状となっております。</p> <p>これら少子化対策につながる取組は、国の責任と財源において、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなど国策として必要な措置を講じるべきものであると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの医療費を等しく無償化する全国共通の安定した制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うことについての国への働きかけ 2. 親の所得にかかわらず、0歳から2歳までの幼児教育・保育の無償化に向けた財政支援についての国への働きかけ及び0歳から2歳までの幼児教育・保育の無償化に向けた全県的な取組としての県の財政支援 3. 学校給食費を全額公費負担する全国共通の安定した制度の創設についての国への働きかけ 	

現在までの主な経緯・参考事項	
【医療費助成】 平成27年8月	昭和47年4月から市単独事業として開始した0歳児を対象とする医療費助成について、中学生までの入院及び通院分の助成に拡大(自己負担なし・現物給付)
令和6年10月	青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、高校生等までの入院及び通院分の助成に拡大(自己負担なし・現物給付)するとともに、所得制限を撤廃
【保育料無償化】 令和元年10月 令和6年10月	住民税課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、第3子軽減等の軽減策を実施 青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、2歳児クラスの保育料全額公費負担を開始
【給食費全額公費負担】 令和4年10月 令和6年4月	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付金を活用し、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を開始 一般財源により、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を継続
担当部署名	青森市 税務部国保医療年金課 青森市 福祉部子育て支援課 青森市 教育委員会事務局学校給食課

要望項目	少人数学級編制の推進について（継続）		
要望先	国	文部科学省（初等中等教育局（財務課））	
	県	教育庁（教職員課）	
	その他		
関係法令	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	事業主体	国、県

要 望 事 項 の 内 容
<p>現在、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保し、子どもたち一人一人に対してきめ細かな学習指導・生徒指導を行うなど、児童生徒の教育環境の向上が求められておりますが、一方で公立小・中学校においては、教育ニーズの多様化や学習指導要領の改訂などへの適切な対応が求められております。</p> <p>青森県では、「あおもりっ子育みプラン 21」により段階的に拡充してきた 33 人学級編制の実施対象について、これまでの小学校全学年及び中学校 1・2 年生に加え、令和 6 年度からは中学校 3 年生まで拡充したことにより、小・中学校全学年において 33 人学級編制が実施されております。一方、国においては、令和 3 年度の義務標準法の改正により、令和 3 年度から 5 年間で小学校全学年における 35 人学級編制を実施することとしたものの、中学校における学級編制の標準の引き下げに係る法改正は行われておりません。</p> <p>子どもたち一人一人へのきめ細かな学習指導・生徒指導による教育環境の向上は、小・中学校全学年共通の課題ではありますが、少人数学級編制の推進は、知識の定着を含めた確かな学力の向上対策、小・中学校の指導内容・指導方法の違いや人間関係の悩みなどに起因する中学校での不登校者数増加などに対応するために有効な手段であると考えております。また、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保するためには、小・中学校全学年における少人数学級編制の推進のみならず、学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教職員の配置が必要であると認識しております。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中学校の少人数学級編制の推進のため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に関する国への働きかけ 2. 青森県における少人数学級編制の実施に伴う授業時数の増加等に対応するため、少人数学級編制後の学級数による小・中学校教職員配置基準での教職員の配置

現在までの主な経緯・参考事項	
昭和 55 年度	(国) 義務標準法の改正により、小・中学校全学年における 40 人学級を実施
平成 13 年度	(国) 義務標準法の改正により、県教委の判断で国の標準を下回る人数での学級編制が可能
平成 14 年度	(県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 1 年生における 33 人学級を実施
平成 15 年度	(県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 2 年生及び中学校 1 年生に 33 人学級を拡充
平成 23 年度	(国) 義務標準法の改正により、小学校 1 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 3 年生に 33 人学級を拡充
平成 24 年度	(国) 義務標準法の改正は行わず、加配教員の配置により、小学校 2 年生における 35 人学級を実施
平成 27 年度	(県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 4 年生に 33 人学級を拡充
令和 3 年度	(国) 義務標準法の改正により、小学校 2 年生における 35 人学級を実施 以降、令和 7 年度までに小学校全学年に 35 人学級を拡充 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 5 年生に 33 人学級を拡充
令和 4 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 3 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 6 年生に 33 人学級を拡充
令和 5 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 4 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、中学校 2 年生に 33 人学級を拡充
令和 6 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 5 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、中学校 3 年生に 33 人学級を拡充
担当部署名 青森市 教育委員会事務局学務課	

要望項目	スクールカウンセラー派遣の拡充について（継続）		
要望先	国	文部科学省（初等中等教育局（児童生徒課））	
	県	教育庁（学校教育課）	
	その他		
関係法令		事業主体	国

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市においては、不登校児童生徒数が、増加傾向にあり、不登校対策の充実は、喫緊の課題となっております。</p> <p>不登校の要因としては、無気力・不安、友人関係をめぐる問題や学業の不振、家庭に係る状況によるものが多く、市教育委員会では、集団不適應に関する相談や心理的な支援を、小学校段階から計画的・継続的に行うことができる教育相談体制の充実を図ることが必要であると考えております。</p> <p>令和6年度は、中学校全19校と小学校全42校に18名のスクールカウンセラーが派遣されたものの、年間派遣時間数が十分確保できていないため、児童生徒や保護者の相談に十分対応できない状況があること、また、同一のスクールカウンセラーが継続的に中学校区で教育相談活動等に当たることが、児童生徒、教職員、保護者のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに貢献するものであると考えております。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. スクールカウンセラーの増員及び1校当たりの派遣時間数の増加 2. 同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
<p>【現在までの本市のスクールカウンセラー配置校数】</p> <p>平成18年度～平成25年度 中学校16校、小学校18校、計34校 平成26年度 中学校19校、小学校19校、計38校 平成27年度 中学校19校、小学校11校、計30校 平成28年度 中学校19校、小学校12校、計31校 平成29年度 中学校19校、小学校20校、計39校 平成30年度 中学校19校、小学校44校、計63校 令和元年度 中学校19校、小学校45校、計64校 令和2年度 中学校19校、小学校43校、計62校 令和3年度 中学校19校、小学校43校、計62校 令和4年度 中学校19校、小学校42校、計61校 令和5年度 中学校19校、小学校42校、計61校 令和6年度 中学校19校、小学校42校、計61校</p> <p>【過去3か年度における本市へのスクールカウンセラー等の派遣人数】 令和4年度19名 令和5年度20名 令和6年度18名</p> <p>【スクールカウンセラーの勤務時間等（令和6年度）】 年間勤務時間 派遣A：3時間×40回＝120時間（中学校11校） 派遣B：3時間×20回＝60時間（小・中学校27校） 派遣C：3時間×12回＝36時間（小学校23校） ※月平均勤務回数 1～4回程度</p>

担当部署名	青森市教育委員会事務局指導課
-------	----------------

要望項目	世界遺産を含む史跡の活用に向けた支援について（継続）		
要望先	国	文部科学省（文化庁（文化資源活用課・文化財第二課））	
	県	教育庁（文化財保護課、三内丸山遺跡センター世界文化遺産課）	
	その他		
関係法令	世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）、文化財保護法、都市公園法	事業主体	青森県、青森市ほか

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市には、国内最大級の縄文遺跡である三内丸山遺跡をはじめ、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しており、このような歴史的に重要な遺跡は、人類共通の貴重な宝として未来に残すべき文化遺産であるとともに、魅力ある観光資源としての価値を有するものであります。</p> <p>また、三内丸山遺跡と小牧野遺跡を含む縄文遺跡が世界遺産にふさわしい価値を有していることから、平成 19 年 12 月に青森県など共同で、ユネスコの世界遺産暫定一覧表への記載を提案し、その結果、平成 21 年 1 月に「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」として記載され、令和 3 年 7 月 27 日に世界遺産一覧表への記載が決定したところです。</p> <p>本市では、世界遺産登録を契機に小牧野遺跡の更なる周知や来訪者増加に向けて、小牧野遺跡PRキャラクター「こまっくーイラストコンテスト作品展」や「こまきの縄文まつり」などのPR、イベント等を実施しているところであり、今後も継続して取り組むこととしております。</p> <p>つきましては、本市の世界遺産を含む史跡の活用に向け、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 各史跡の来訪者数の増加に繋がる積極的な宣伝や活用に向けた連携の強化及び助言</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
<p>【世界遺産登録に関する主な経緯】</p> <p>令和 3 年 5 月 26 日 イコモスによる「世界遺産一覧表への記載が適当」との評価結果の勧告 令和 3 年 7 月 27 日 第 44 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決定</p>
<p>【小牧野遺跡の整備に関する主な経緯】</p> <p>平成 2 年度 発掘調査開始 平成 7 年 3 月 17 日 国史跡指定 平成 11 年度 「小牧野遺跡整備基本構想」及び「小牧野遺跡整備基本計画」策定 平成 18～20 年度 環状列石保存修理、環状列石盛土保護工事 平成 21～26 年度 環境整備工事 平成 27 年 5 月 3 日 小牧野遺跡保護センター及び観察施設オープン</p>
<p>【高屋敷館遺跡の整備に関する主な経緯】</p> <p>平成 6～7 年度 青森県埋蔵文化財調査センターが発掘調査 平成 12 年 1 月 29 日 国史跡指定 平成 17～30 年度 遺構盛土保護工事・環境整備工事 令和元年 9 月 21 日 一般公開開始 令和 2 年 3 月 20 日 中世の館に展示コーナー設置・公開</p>
<p>【浪岡城跡の整備に関する主な経緯】</p> <p>昭和 14 年 2 月 10 日 国史跡指定 昭和 52～平成 5 年度 発掘調査（東館、北館、内館ほか） 平成 6 年度 浪岡城跡公園（史跡公園）一部供用開始 平成 9 年度 浪岡城跡案内所・駐車場整備 平成 21～令和 3 年度 遺跡保護工事及び環境整備工事（新館地区を中心とする）</p>

担当部署名	青森市 教育委員会事務局文化遺産課 青森市 教育委員会事務局浪岡教育課
-------	--